地方財政の充実・強化を求める意見書

今、地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、令和3年度の地方財政計画まで、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、 実質的に同水準を確保するとしています。実際に令和2年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.2%と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要 に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

よって、国におかれては、令和3年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、歳入・ 歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、下記事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援 など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確 保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付 金」については、令和2年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における 財政需要を把握しつつ、令和3年度予算においても、国の責任において十分な財源 を確保すること。

- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き 続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に 国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各種税 制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、 代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。
- 6 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 7 依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月1日

小千谷市議会議長 田 中 淳

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、 経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣